

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当り、
たるときは、その翌日)

目 次

◇規

則

鳥取県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則(農地経済課)

鳥取県漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則(水産課)

鳥取県漁業経営維持安定資金利子補給規則の一部を改正する規則(〃)

鳥取県漁業経営安定資金利子補給規則の一部を改正する規則(〃)

公布された規則のあらまし

◇鳥取県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則

一 生産方式改善資金の標準事業費の改定

生産組織育成資金の貸付金の限度額の算定基礎となる作物の種類ごとの標準事業費を次のとおり改定することとした。(別

表第一関係)

作物の種類	標準事業費(耕地十アール当たり)	
	集团的農業生産技術導入資金	農作業受託生産技術導入資金
(一) 稲	現 行 六万二千元 改 正 後 十三万九千元	現 行 三万五千元 改 正 後 四万四千元
(二) 麦	六万二千元 十三万九千元	二万千元 四万四千元
(三) 露地による野菜又は花き	四万八千元 十四万三千元	五万円 八万三千元
(四) 水田裏作による飼料作物	七万四千元 十万元	四万五千元 五万三千元
(五) 畑輪作による飼料作物	七万円 十万六千元	四万六千元 五万四千元
(六) 多年性牧草	四万五千元 五万六千元	四万円 五万円
(七) 桑	四万円 七万二千元	四万九千元 七万円
(八) 果樹	九万三千元 九万九千元	十八万千元 五十万千元
(九) いも類又は豆類	四万八千元 十二万千元	二万千元 二万三千元
(十) 茶	二万九千元 三万八千元	二万三千元 二万九千元

二 農家生活改善資金の貸付対象等の変更

高齢者活動資金の名称を婦人・高齢者活動資金に改め、その貸付対象に農家の婦人が共同して行う農産物等の生産活動に必要な資金を加えるとともに、貸付金の限度額及び償還期間を次のとおり変更することとした。(別表第三関係)

三 農業後継者育成資金の貸付金の限度額等の変更

1 研修教育資金の貸付金の限度額等を次のとおり変更することとした。(別表第四関係)

償還期間	三年以内	五年以内
貸付限度額	五十万円	二百万円
区分	現行	改正後

2 部門経営開始資金の貸付金の限度額を次のとおり引き上げることとした。(別表第四関係)

現 行		改 正 後	
区 分	貸付金の限度額	区 分	貸付金の限度額
(一) 二年未満の国内研修	二十万円	(一) 二年未満の国内研修	五十万円
(二) 二年以上の国内研修	四十万円	(二) 二年以上の国内研修	七十万円
(三) 海外研修	八十万円	(三) 二年未満の海外研修	百万円
		(四) 二年以上の海外研修	百五十万円
(四) 二年未満の国内研修及び海外研修	百万円	(五) 二年未満の国内研修及び二年未満の海外研修	百五十万円
(五) 二年以上の国内研修及び海外研修	百一十万円	(六) 二年未満の国内研修及び二年以上の海外研修	百七十万円
		(七) 二年以上の国内研修及び二年未満の海外研修	二百万円

四 施行期日等

- 1 この規則は、公布の日から施行することとした。
- 2 所要の経過措置を講ずることとした。

区 分	現 行	貸付金の限度額
		改 正 後
(一) 知事が定める基準に適合するもの	七百五十万円	七百五十万円
(二) (一)以外のもの	六百万円	七百五十万円

◇鳥取県漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則

- 一 漁業近代化資金の利子補給率を次のとおり改正することとした。(別表関係)

資 金 の 種 類	利 子 補 給 率 (パーセント)	
	現 行	改 正 後
漁業協同組合等が漁業者等に貸し付ける場合	年二・六五	年三・六五
	年二・六	年三・六
農林中央金庫が漁業者等に貸し付ける場合	年二・四五	年三・四五
	年二・四	年三・四
漁業協同組合等が他の漁業協同組合等に貸し付ける場合	年二・六五	年三・六五
	年二・六	年三・六
漁業協同組合連合会等が他の漁業協同組合等に貸し付ける場合	年二・六五	年三・六五
	年二・六	年三・六
農林中央金庫が他の漁業協同組合等に貸し付ける場合	年二・四五	年三・四五
	年二・四	年三・四

一 総トン数の十分の二未満の漁船の建造等に必要資金

二 十トン以上の漁船の建造等に必要資金

三 十トン未満の漁船の建造等に必要資金

二 漁業近代化資金のうち次の資金について、貸付の対象を拡大するとともに、次のとおり規定の整備を行うこととした。(別表関係)

八 漁場改良造成施設の改良、造成又は取得に必要な資金	七 漁村情報処理、通信施設等の改良、造成又は取得に必要な資金	六 養殖種苗の購入又は育成に必要な資金	五 漁具(総トン数百トン未満の漁船に係るものに限る。)及び養殖施設等の取得に必要な資金	四 漁場改良造成用機具等の取得に必要な資金	三 漁船漁具保管修理施設等の改良、造成又は取得に必要な資金	二 総トン数二十トン以上百トン未満の漁船の建造等に必要な資金	船体以外の部分の改造に必要な資金	
							年二・六五	年二・六
年二・六五	—	年二・六五	年二・六五	年二・六五	年二・六五	年一・六	年二・六五	—
年二・六	—	年二・六	年二・六	年二・六	年二・六	変更なし	年二・六	—
年二・四五	—	年二・四五	年二・四五	年二・四五	年二・四五	年一・四	年二・四五	—
年二・四	—	年二・四	年二・四	年二・四	年二・四	変更なし	年二・四	—
年一・八五	年一・八五	年二・六五	年二・六五	年一・八五	年一・八五	年一・六	年二・六五	—
年一・九	年一・九	年二・六	年二・六	年一・九	年一・九	変更なし	年二・六	—
年〇・九	年〇・九	年二・六五	年二・六五	年〇・九	年〇・九	年一・六	年二・六五	—
変更なし	変更なし	年二・六	年二・六	変更なし	変更なし	変更なし	年二・六	—
年〇・九	年〇・九	年二・四五	年二・四五	年〇・九	年〇・九	年一・四	年二・四五	—
変更なし	変更なし	年二・四	年二・四	変更なし	変更なし	変更なし	年二・四	—

<p>漁業近代化資金の種類</p>	<p>改正後</p>
<p>現行</p> <p>漁具、養殖いかだ、はえなわ式養殖施設、浮流し式の養殖施設又は小割り式養殖施設の取得に必要な資金</p>	<p>漁具又は養殖いかだその他知事が定める養殖施設の取得に必要な資金</p>
<p>育成期間が一年以上であるぶり、うなぎ、たい、いしだい、あじ、さけ、こい、テラピア、ふぐ、ひらめ、くるまえばい、真珠、真珠貝、かき、はたてがい、ひおうぎがい、あわび、とこぶし、あかがい、うばがい、あさり、すっぽん、ほや、うに及びこんぶの種苗の購入又は育成に必要な資金</p>	<p>ぶり、うなぎその他の育成期間が通常一年以上であって知事が定めるものの種苗の購入又は育成に必要な資金（知事が指定するものに限る。）</p>
<p>漁村情報処理・通信施設（有線放送及び有線放送電話施設を含む。）、漁船船員臨時宿泊施設、漁業者研修施設、集会施設、託児施設、診療施設、水道施設、ガス供給施設、下水道施設、地域休養施設、漁村広場施設、漁村センター、生活安全保護施設、連絡道及び廃棄物処理施設の改良、造成又は取得に必要な資金</p>	<p>有線放送施設その他の漁村における環境の整備のため必要な施設であって知事の定めるものの改良、造成又は取得に必要な資金（漁業近代化資金助成法第二条第一項第六号から第九号までに掲げる者に貸し付けられるものに限る。）</p>

三 漁業近代化資金に新たに次の資金を加えることとした。（別表関係）

<p>漁業近代化資金の種類</p>	<p>漁協、信漁連等が漁業者等に貸し付ける場合</p>	<p>農林中金が漁業者等に貸し付ける場合</p>	<p>農林中金が漁協、漁業者等に貸し付ける場合</p>
<p>漁業協同組合が信用事業の機械化のために必要な機器等の購入に必要な資金</p>	<p>年二・六パーセント</p>	<p>年二・四パーセント</p>	<p>年一・九パーセント</p>
<p>信漁連等が漁協、漁業者等に貸し付ける場合</p>	<p>年〇・九パーセント</p>	<p>年〇・九パーセント</p>	

四 この規則は、公布の日から施行することとした。
 五 所要の経過措置を講ずることとした。

◇鳥取県漁業経営維持安定資金利子補給規則の一部を改正する規則

一 漁業経営維持安定資金に係る貸付利率を年四・五五パーセント（現行年四・八パーセント）に引き下げることとした。（第二条関係）

二 漁業経営維持安定資金に係る利子補給率を年二・八五パーセント（現行年二・九パーセント）に引き下げることとした。（第四条関係）

三 この規則は、公布の日から施行することとした。
 四 所要の経過措置を講ずることとした。

◇鳥取県漁業経営安定資金利子補給規則の一部を改正する規則

一 漁業経営安定資金に係る貸付利率を年五・三パーセント以内（現行年五・五五パーセント以内）に引き下げることとした。（第二条関係）

二 漁業経営安定資金に係る利子補給率を年二・一パーセント（現行年二・一五パーセント）に引き下げることとした。（第四条関係）

三 この規則は、公布の日から施行することとした。
 四 所要の経過措置を講ずることとした。

規 則

鳥取県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成四年三月三十日

鳥取県知事 西 尾 岳 次

鳥取県規則第七号

鳥取県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則

鳥取県農業改良資金貸付規則（昭和六十年八月鳥取県規則第四十号）の一部を次のように改正する。

別表第一第四号の(一)の項中

耕地十アールにつき六万二千元
耕地十アールにつき四万八千元

を

耕地十アールにつき十三万九千元
耕地十アールにつき十四万三千元

に、「七万四千元」を「十万千元」

耕地十アールにつき四万八千元
耕地十アールにつき二万九千元

を

耕地十アールにつき十二万千元
耕地十アールにつき三万八千元

に、「七万円」を「十万六千元」に、「四万五千元」を「五万六千元」に、「四万千元」を「七万二千元」に、「九万三千元」を「九万九千元」に、

に改め、同表第四号の(ロ)の項中

耕地十アールにつき三万五千円
耕地十アールにつき二万二千円

を

耕地十アールにつき四万四千元
耕地十アールにつき四万四千元

に、「五万円」を「八万三千元」

に、「四万五千円」を「五万三千元」に、「四万六千元」を「五万四千元」

に、「四万千元」を「五万円」に、「四万九千元」を「七万千元」に、「

十八万千元」を「五十万千元」に、

耕地十アールにつき二万千元
耕地十アールにつき二万三千元

を

耕地十アールにつき二万三千元
耕地十アールにつき二万九千元

に改める。

別表第三第一号の項中「高齢者活動資金」を「婦人・高齢者活動資金」に改め、「農家の」の下に「婦人又は」を加え、「五十万円」を「二百万円」に、「三年以内」を「五年以内」に改める。

別表第四第二号の項中

必要な資金	二十万円	三年以内	一年以内
必要な資金	四十万円	五年以内	二年以内
必要な資金	八十万円	五年以内	一年以内
研修期間が な資金	百万円	五年以内	二年以内
研修期間が な資金	百二十万円	五年以内	三年以内

を

イ 研修期間二	ロ 研修期間二	ハ 研修期間二	ニ 研修期間二	ホ 研修期間二	ヘ 研修期間二	ト 研修期間二
海外研修を受						

イ 研修期間二年未満の国内研修を受けるのに

ロ 研修期間二年以上の国内研修を受けるのに

ハ 海外研修を受けるのに必要な資金

ニ 国内及び海外における研修（国内における二年未満のものに限る。）を受けるのに必要

ホ 国内及び海外における研修（国内における二年以上のものに限る。）を受けるのに必要

以内	以内	以内	以内	以内	年未満の国内研修及び研修期間二年以上のけるのに必要な資金	年未満の国内研修及び研修期間二年未満のけるのに必要な資金	年以上の国内研修及び研修期間二年未満のけるのに必要な資金	年未満の国内研修及び研修期間二年未満のけるのに必要な資金	年以上の海外研修を受けるのに必要な資金	年未満の海外研修を受けるのに必要な資金	年以上の国内研修を受けるのに必要な資金	年未満の国内研修を受けるのに必要な資金
に改め、同表第三号の項中「七百五十万円」を「九百万円」に、					二百万円	百七十万円	百五十万円	百五十万円	百五十万円	百万円	七十万円	五十万円
					五年以内	五年以内	五年以内	五年以内	五年以内	五年以内	三年以内	
					三年	三年	二年	二年	一年	二年	一年	

<p>鳥取県漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則</p> <p>鳥取県漁業近代化資金利子補給規則（昭和四十四年十月鳥取県規則第六十一号）の一部を次のように改正する。</p> <p>別表第一号から第四号までの規定中「年三・六五パーセント」を「年三・六パーセント」に、「年三・四五パーセント」を「年三・四パーセント」に、「年二・六五パーセント」を「年二・六パーセント」に、「年二・四</p> <p>鳥取県規則第八号</p> <p>鳥取県知事 西 尾 邑 次</p> <p>平成四年三月三十日</p>	<p>鳥取県漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。</p> <p>「六百万円」を「七百五十万円」に改める。</p> <p>附 則</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の鳥取県農業改良資金貸付規則の規定により貸し付けている資金については、なお従前の例による。</p>
--	--

五パーセント」を「年二・四パーセント」に、「年一・八五パーセント」を「年一・九パーセント」に改める。

別表第五号から第八号までを次のように改める。

(四) 漁具(総トン数百十トン未満の漁船に係るものに限る。)又は養殖いかだその他知事が定める養殖施設の取得に必要な資金	年二・ セパ ト一	年二・ セパ ト一	年二・ セパ ト一	年二・ セパ ト一	年二・ セパ ト一
(六) ぶり、うなぎその他の成育期間が通常一年以上であって知事が定めるものの種苗の購入又は育成に必要な資金(知事が指定するものに限る。)	年二・ セパ ト一	年二・ セパ ト一	年二・ セパ ト一	年二・ セパ ト一	年二・ セパ ト一
(七) 有線放送施設その他の漁村における環境の整備のため必要な施設であって知事が定めるものの改良、造成又は取得に必要な資金(法第二条第一項第六号から第九号までに掲げる者に貸し付けられるものに限る。)			年一・ セパ ト一	年〇・ セパ ト一	年〇・ セパ ト一

(四) 漁場改良造成施設の改良、造成若しくは取得に必要な資金、海浜等環境活用施設の改良、造成若しくは取得に必要な資金、漁村における給排水施設の改良、造成若しくは取得に必要な資金、特定の漁家住宅の改良、造成若しくは取得に必要な資金、漁業経営若しくは水産加工業経営の転換等をする者がその初期段階の経営に必要な資金、水産物の処理加工に伴って発生する公害の防止のために必要な施設の改良、造成若しくは取得に必要な資金、漁業協同組合等が共同利用に供する船舶の改造、建造若しくは取得に必要な資金又は漁業協同組合が信用事業の機械化に必要な機器の購入又は設置に必要な資金

附 則

年二・ セパ ト一
年二・ セパ ト一
年一・ セパ ト一
年〇・ セパ ト一
年〇・ セパ ト一

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行前にこの規則による改正前の鳥取県漁業近代化資金利子補給規則の規定により貸し付けられた漁業近代化資金については、なお従前の例による。

鳥取県漁業経営維持安定資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成四年三月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第九号

鳥取県漁業経営維持安定資金利子補給規則の一部を改正する規則

鳥取県漁業経営維持安定資金利子補給規則（昭和五十一年十一月鳥取県規則第六十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「年四・八パーセント」を「年四・五五パーセント」に改める。

第四条中「年二・九パーセント」を「年二・八五パーセント」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行前にこの規則による改正前の鳥取県漁業経営維持安定資金利子補給規則第五条の規定による利子補給契約に基づき利子補給について知事の承諾が行われている漁業経営維持安定資金については、な

お従前の例による。

鳥取県漁業経営安定資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成四年三月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第十号

鳥取県漁業経営安定資金利子補給規則の一部を改正する規則

鳥取県漁業経営安定資金利子補給規則（昭和五十六年六月鳥取県規則第五十号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項第三号中「年五・五五パーセント」を「年五・三パーセント」に改める。

第四条中「年二・一五パーセント」を「年二・一パーセント」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行前にこの規則による改正前の鳥取県漁業経営安定資金利子補給規則第三条第一項の規定による利子補給契約に基づき利子補給について知事の承諾が行われている漁業経営安定資金については、なお従前の例による。